

旅館業営業許可申請に係る必要書類

- 1 旅館業許可申請書 と 施設の構造設備の概要（申請書別紙）
- 2 平面図（間取り図）
必要な設備の位置（※）と動線が分かるよう出入口を記入（※：設備構造基準表）
- 3 立面図（建物を外側四方から見た建物図面、又は外側四方から撮影した写真）
- 4 位置図（申請施設を中心に半径200mの道・建物がわかる地図）
※半径100mの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合には、その施設との距離を明示すること。
- 5 消防法令適合通知書
※市町村（消防）の検査を受け、発行してもらう通知書の原本
※消防設備の検査済証ではありません。
- 6 建築基準法（第7条第5項）による検査済証（または検査済証が交付済みであることの証明書）
※徳島市は徳島市建築指導課、徳島市以外は徳島（吉野川）県土整備事務所が発行

※既存の建物を使用し、旅館業の対象面積が200㎡以上の場合は建築確認申請による建物の用途変更が必要。
- 7 法人が申請の場合は、定款（又は寄付行為）の写し と 登記事項証明書 と 役員に関する事項（別紙）

個人の場合は、本人確認書類
- 8 申請手数料 22,000円（徳島県収入証紙またはキャッシュレス決済にて納付）
- 9 フロント設備調査票
- 10 その他
 - （1） 井戸水を使用する場合は、水質検査結果の写し
飲料水の場合・・・「飲用適」
浴水 〃 ・・・「大腸菌」と「レジオネラ属菌」が検出されないこと
 - （2） 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出
※申請施設が徳島市内であれば徳島市環境保全課、徳島市内以外は徳島保健所環境試験検査担当へ工事着工60日前に届出
 - （3） 飲食物を提供する場合は、営業許可申請手続き